

栗東芸術文化会館指定管理者募集要項

栗東市教育委員会スポーツ・文化振興課

令和7年9月

目 次

1. 指定管理者の募集	1
2. 指定管理者制度導入の目的	1
3. 施設の概要	1
4. 業務の範囲	2
5. 指定予定期間	3
6. 管理の基準	3
7. 委託料	3
8. 応募資格	3
9. 申請に必要な書類	4
10. 申請書の受付期間	4
11. 募集要項及び業務指針（仕様書）の配布並びに申請の受付場所	5
12. 選定基準及び選定方法	5
13. 選定結果及び理由の通知	6
14. その他	6
15. 添付資料	6

1. 指定管理者の募集

栗東市（以下「本市」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例（平成 10 年条例第 32 号）第 4 条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

2. 指定管理者制度導入の目的

栗東芸術文化会館は、芸術文化の振興及び住民福祉の増進を図り、もって本市の発展に資することを目的として設置された施設であり、施設の効果的・効率的な施設利用を図るため指定管理者制度を導入します。

3. 施設の概要

- (1) 名 称 栗東芸術文化会館（さくら）
- (2) 所 在 地 栗東市糺二丁目 1 番 28 号
- (3) 設置時期 平成 11 年 10 月
- (4) 施設概要
 - （敷地面積） 28,136.97 m²
 - （建築面積） 6,977.29 m²（延床面積：11,751.04 m²）
 - （規 模） 地下 1 階、地上 5 階
 - （構 造） 鉄筋コンクリート（R C）造
 - （建物概要） ホール（大・中・小）、控え室、展示室、楽屋、楽屋事務室、道具制作室、衣装制作室、練習室、スタジオ、研修室、和室、シンボル広場、アトリウム、託児室、事務室、管理室等、駐車場（39 台・搬入用 2 台）

(5) 利用者数 (人)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
大 ホール	45,327	53,964	52,252
中 ホール	24,382	27,780	33,198
小ホール（控え室含む）	13,749	15,246	17,283
展 示 室	4,812	2,300	3,690
楽 屋	7,812	9,196	9,093
楽屋事務室	250	267	120
道具制作室	0	0	0
衣装制作室	0	0	0
練 習 室	19,810	25,413	25,530
ス タ ジ オ	610	829	722
研 修 室	4,547	5,916	4,723
和 室	1,728	1,837	2,112
シンボル広場	7,500	11,976	11,826
アトリウム	8,072	7,308	17,917
託児室	77	102	91

4. 業務の範囲

指定管理者は、次の業務をおこなうこととします。なお、詳細は別に定める「栗東芸術文化会館指定管理運営業務仕様書」に従い実施することとします。

(1) 本施設の運営・利用に関する業務

- ア. 施設の受付、案内に関する業務
- イ. 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
- ウ. 施設の利用料の徴収に関する業務
- エ. 施設の利用に伴う付属設備及び備品類の貸出しに関する業務
- オ. 芸術文化団体等の育成に関する業務
- カ. 芸術文化育成事業の継続に関する業務
- キ. 施設の利用者の利用の確保に係る業務
- ク. 施設の市主催事業の優先利用の確保に係る業務
- ケ. その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

(2) 本施設の維持管理に関する業務

- ア. 施設及び設備の保守点検及び管理に関する業務
- イ. 施設の清掃に関する業務
- ウ. 敷地内の清掃等に関する業務
- エ. 施設の備品類の管理・調達に関する業務
- オ. 施設の保安警備に関する業務
- カ. 施設の防火・防災に関する業務
- キ. その他の維持管理

(3) その他の業務

- ア. 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ. 業務報告書（四半期ごと）・事業報告書（収支決算書含む）の作成及び報告
- ウ. 施設の法定点検、施設点検等の実施及び報告（施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録を含む）
- エ. 職員研修（業務研修、接遇研修、人権問題職場内研修、市主催の人権問題研修等への参加等）の実施
- オ. 甲（又は教育委員会）と乙との協議により、乙が実施することとなった業務
- カ. 甲（又は教育委員会）と乙との協議により、両者が共催で実施することとなった事業に係る業務
- キ. 施設運営に関し特に配慮すべき事項の業務
- ク. 関係機関団体との連絡調整会議の開催と各種会議への出席に係る業務
- ケ. 利用者に対するアンケートの実施と結果を公表する業務
- コ. その他甲が必要と認める業務

※詳細については、別冊「栗東芸術文化会館指定管理運営業務仕様書」を参照してください。

5. 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※指定期間中、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、本市と協定を締

結します。

6. 管理の基準

(1) 開館時間

午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 休館日

①毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日。

②12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日。

③指定管理者が必要と認めるときは、市長の承諾を得て、開閉館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

7. 委託料及び納付金について

管理業務に要する経費として本市が支払う金額は、会計年度ごとに締結する協定書において定めます。なお、申請の際に応募団体の提案した委託料が、そのまま市が支払う委託料になるものではありません。

指定管理者は、各年度の収入合計額から支出合計額を差し引いて利益が生じた場合は、その利益の一部を施設管理運営費（修繕費）に還元するため毎年度市へ納付していただきます。納付する金額については、上記利益を基に算出するものとし、その割合は 5 % を下限値として事業提案の中で提示していただきます。

8. 応募資格

申請者の資格は、原則として、次のとおりとする。なお、共同体で申請する場合には、その構成員であるすべての団体が当該要件を満たしている必要がある。

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき、更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。
- (3) 本市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (4) 納期の到来している国税、県税、市税を完納している法人等であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること。
- (6) 市長及び市議会議員本人が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人でない法人等であること。ただし、市長が無限責任社員等で、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので二分の一以上を出資している法人及び外郭団体等は除きます。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。
- (8) 暴力団等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む）又は暴力団若しくは暴力団員

と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人等でないこと。

- (9) 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかなを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けている法人等でないこと。

9. 申請に必要な書類

次の書類（⑩の書類は、共同体で申請する場合に限ります。）を提出してください。
なお、共同体で申請する場合にあっては、②、④から⑨の書類は、その構成員に係るものを提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）

- (2) 添付書類（原則A4版）

①団体概要書（様式2）

②当該施設の事業計画書（様式3）

③当該施設の収支予算書（令和8年度から令和12年度までの5年間分）（様式4）

④類似施設等運営実績表（様式5）

⑤指定申請に係る申立書（様式6）

⑥法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

⑦法人等の指定管理者指定申請日前において作成した直近2年分の収支予算書、事業計画書及び決算書

⑧納税に関する証明書（発行から3月以内のものに限る。）

・市税の完納証明書（入札参加資格審査用）

・県税の完納証明書

・法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書

⑨印鑑証明書（発行から3月以内のものに限る。）

⑩共同体構成員届出書（様式8）及び栗東芸術文化会館管理運営業務に関する共同体協定書（様式9）なお、当該共同体協定書においては、構成する団体ごとの出資の割合又は責任の程度が明確となるように、関係条項を規定してください。

- 1) 募集開始日現在において、本市業務委託等入札参加有資格業者であるものは、⑥に掲げる登記簿謄本及び⑧に掲げる市税完納証明書を提出する必要はありません。

- 2) 提出部数は、別紙「指定管理者指定申請提出書類一覧」を参照してください。持参（受付期間必着のこと。）してください。申請に係る費用は、申請者の負担とします。なお、提出された書類等は、返却しません。（ファックス、電子メール等による受付はいたしません。）

- 3) 申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は指定管理者の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

10. 申請書の受付期間

- (1) 受付期間 令和7年9月29日(月)から同年10月20日(月)まで(必着)
※土曜日及び日曜日を除く。
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
※施設説明会・・・令和7年10月6日(月)午前10時から栗東芸術文化会館
(さくら)で実施します。施設説明会への参加については、
10月3日(金)までの受付時間内に電話で連絡してください。
- (3) 受付方法 受付期間内に持参してください。なお、郵送、FAX、E-mail等による受付はいたしません。
- (4) 質 問 書 募集要項及び仕様書の内容で質疑がある場合は、申請提出書類の質問書(様式7)により、令和7年9月29日(月)から同年10月13日(月)までにFAX又はE-mailで提出してください。
- (5) 質問書の回答 FAX又はE-mailにより回答するとともに、他の申請予定者にその内容を周知します。なお、令和7年10月14日(火)以降の質問については回答できません。

1 1. 募集要項及び仕様書の配布並びに申請の受付場所

- ①仕様書は市ホームページ(<http://www.city.ritto.shiga.jp/>)からダウンロードしてください。
- ②申請を希望する場合は、次の場所まで申請提出書類等(添付資料2・3)を取りにきていただくか、E-mailに商号または名称・住所・連絡先・担当者名を記載して、次のE-mailアドレスまで申請提出書類等の請求を行ってください。

【申請提出書類等の配布並びに申請の受付場所】

栗東市教育委員会スポーツ・文化振興課 スポーツ・文化振興係
(電 話) 077-551-0318 (FAX) 077-551-0149
(E-mail アドレス) spobun@city.ritto.lg.jp
(住 所) 〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13-33

1 2. 選定基準及び選定方法

(1) 選定基準及び視点

- ①利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- ア 全ての利用者に対して公平なサービス提供が可能な計画か
 - イ 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か
 - ウ 利用者サービスの向上に対する考え方や取組が優れているか
 - エ 利用者の声を反映し、要望、苦情等への対応策は十分か
- ②適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。
- ア 管理運営体制は適切か
 - イ 個人情報の保護対策は十分か
 - ウ 安全管理の対策は十分か
 - エ 緊急時の対応策は適切か
 - オ 委託予定業務は適切に行われるか
 - カ 経費削減のための効率的な運営が図られるものとなっているか

- キ 事業運営のために適切な収支計画がなされているか
- ク 指定管理料と納付金の提案は適切かつ現実的な内容であるか
- ③事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - ア 施設の広報計画が適切に行われるか
 - イ 施設の利用促進などに関する企画力、意欲、姿勢、独自性はどうか
 - ウ 取組や提案は実施可能な計画か
 - エ 施設の有効活用のための新たな業務の提案があるか
- ④事業計画に沿って計画的で適切な運営を安定して行う能力を有していること。
 - ア 職員の採用計画や資格、経験は十分か
 - イ 職員の指導や育成に対する考え方や計画が具体的で優れているか
 - ウ 申請団体の資本金や信用度が優れているか
 - エ 施設の管理運営に必要な経験と実績（類似施設等での実績含む）を備えているか
 - オ 社会貢献活動への取組は十分か

（２）選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

※面接審査は、令和 7 年 11 月頃を予定しています。日時等詳細は後日ご連絡します。

1 3. 選定結果及び理由の通知

応募者全員に、令和 7 年 12 月をめどに、選定結果を文書にてお知らせします。なお、指定管理者は、栗東市議会の議決を経て決定（指定）されます。

※議決後、業務執行上必要となる事項を市と指定管理者の協議により協定として締結します。

1 4. その他

指定管理者指定申請書その他提出された書類は、公開することがあります。

管理業務等の実施中に故意又は過失により市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。

この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない団体は、保険に加入する必要があります。

1 5. 添付資料

資料 1 栗東芸術文化会館指定管理運営業務仕様書

2 指定管理者指定申請提出書類一覧（個別配布）

3 栗東芸術文化会館の管理に関する基本協定書・年度協定書（個別配布）

4 栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例

5 栗東芸術文化会館の管理及び運営に関する規則